

## 総合振込(ダイアルアップ接続(FB方式))サービス利用規定

### 第 1 条 総合振込(ダイアルアップ接続(FB方式))サービスの内容等

#### 1. サービスの内容

この規定でいう「総合振込(ダイアルアップ接続(FB方式))サービス」(以下「本サービス」といいます)とは、当社に対し所定の申込手続を完了した方(以下「契約者」といいます)が、当社との取引に関するデータを契約者のパソコン等(以下「使用端末」といいます)からデータ伝送により授受し、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座(以下「支払指定口座」という)から振込資金を引落しのうえ、契約者が指定した当社または全銀システム加盟の金融機関の国内本支店の預金口座あての振込を依頼するサービスをいいます。

#### 2. 本人確認手段

(1)本サービスのご利用にあたっては、センター確認コード、パスワード、ファイルアクセスキーその他必要な事項を当社に届出てください。また、当社は、契約者にダイアルアップ接続用のID・パスワード、当社の電話番号、IPアドレス等の情報を通知します(以下、契約者が届出た内容と当社が通知した内容を総称して、「本人確認情報」といいます)。

(2)当社は、契約者による本サービスの利用において、本人確認情報の一致を確認して取扱いましたうえは、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。本人確認情報は、第三者に知られたり盗難されないよう契約者ご本人が厳重に管理するものとします。

(3)本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当社所定の時間内に当社に届出るものとします。当社は本サービスの利用を停止します。

(3)前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(4)契約者が届出と異なる本人確認情報の入力を、当社所定の回数以上を連続して行なったときは、当社は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用再開にあたっては、当社所定の方法により当社に届出てください。

#### 3. 本サービスの依頼

(1)本サービスにおける1回あたりの振込金額は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当社所定の金額の範囲内とします。また、1回の依頼により当社が受付可能な件数は当社所定の件数を上限とします。

#### (2) 依頼方法

契約者は、本サービスの依頼にあたり、振込指定日の前営業日の17時まで、当社所定の方法により本サービスにかかる振込取引の依頼データを当社に伝送するものとします。

データ伝送は、全銀協標準レコード・フォーマットに準じるものとします。

契約者は、データ伝送とは別に、振込依頼明細の合計件数および金額等を記載した当社所定の書面を、当社指定のファクシミリ番号に送信して通知するものとします。

データ伝送後は、依頼データの取消・変更はできません。

当社が受領したデータに瑕疵がある場合は、契約者の責任においてデータを修正のうえ、すみやかに当社に伝送するものとします。

(3)契約者は、本サービスにおいては、振込指定日の前営業日までに振込代り金を支払口座に入金することとします。当社は、払戻請求書等の提出を受けることなく、振込代り金を支払指定口座から自動的に引落します。また、領収書等は発行しないものとします。

(4) 前項に定める引落しができなかった場合(支払指定口座の解約や、預金の差押え等の場合のほか、やむをえない事情により当社が支払を不適当と認めた場合も含みます。)、契約者からの振込依頼は取消されたものとして取り扱いはできるものとします。

(5) 振込依頼内容の変更・組戻

本サービスにおいて振込依頼の伝送後にその依頼内容を変更し、または取りやめる場合(いずれの場合も当社が認める場合に限ります。)には、次の訂正または組戻しの手続きにより取扱います。

ア. 訂正または組戻しの依頼にあたっては、当社所定の方法により申出てください。この場合、当社所定の本人確認書類を求められることがあります。

イ. 当社は訂正または組戻しの依頼内容にしたがって、訂正または組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

ウ. 組戻しされた振込資金は、契約者名義の代表口座円普通預金に入金します。

前項の訂正または組戻しの取扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却について、組戻しの依頼内容を相当の注意をもって確認のうえ手続きしたときは、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(6) 取引内容の確認

本サービスによる取引後は、すみやかに当社WEBサイトにて取引内容を照合してください。

万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨を当社宛に連絡してください。

契約者と当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

4. 手数料

(1) 本サービスの利用にあたっては、当社所定の基本手数料(初期手数料および月間手数料)をいただきます。また、振込等の受付にあたっては当社所定の振込手数料をいただきます。

(2) 基本手数料その他本サービス利用にかかる手数料は、当社所定の日、払戻請求書等なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

(3) 振込等の依頼内容変更・組戻しにあたっては当社所定の手数をいただきます。

(4) 当社は、基本手数料その他本サービス利用にかかる手数料を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。

5. サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は当社が別途定める時間内とします。ただし、当社は契約者に事前に通知することなく取扱時間を変更する場合があります。

6. サービス種類・内容の変更

この契約におけるサービス種類・内容は当社の都合で変更されることがあります。

第 2 条 届出事項の変更

1. 本人確認情報、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の書面等により届出てください。

2. 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

3. 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 第 3 条 免責事項

1. 次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
  - (1)地震や洪水等の自然災害、戦争、内乱、暴動等の事変、その他のやむをえない事由があったとき
  - (2)法令に基づく行政機関等の措置により、本サービスの全部又は一部が停止されたとき
  - (3)当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき
  - (4)当社の責によらない回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき
  - (5)当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
2. 当社が本人確認情報の一致を確認して取扱いましたうえは、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は、当社の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。
3. 当社は、当社所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、何らの保証をするものではありません。
4. 契約者が提出した書面等に使用された印影を当社が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当社は責任を負いません。

### 第 4 条 解約等

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の書面によるものとします。
2. 当社が解約の通知が届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
4. 契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、当社が契約者にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
  - (1)支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
  - (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (3)当社に支払うべき所定の手数料の支払を遅延したとき
  - (4)本サービスにおいて、当社所定の振替日の前日までに振込代り金および振込手数料および所定の手数料を支払指定口座に入金しなかったとき
  - (5)1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
  - (6)申込書または本規定に基づく届出について虚偽の事実があることが判明したとき
  - (7)電子メールアドレスを保有しなくなったとき
  - (8)住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき
5. 当社は、事前に契約者に通知することなくサービスを休止することができます。そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
6. この契約が解約等により終了した場合には、その時まで振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理をする義務を負いません。
7. 契約者が本サービスを月の途中で解約した場合であっても、基本手数料の払戻しはなされませ

ん。また、解約時点までに支払いの完了していない振込手数料等について、支払い義務が免除されるものではありません。

## 第 5 条 サービスの廃止

当社は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止、または廃止することができます。この場合、契約者は当社に対し一切の異議を申し立てないこととします。

## 第 6 条 準拠法と管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 7 条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当社の定めるほかの規定により取扱います。当社の規定は、当社WEBサイトに掲示します。

## 第 8 条 規定の変更等

1. 当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社WEBサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
2. 契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当社に通知するものとします。当社は、同意しない旨の通知を受領しない場合には、契約者は変更内容に同意したものとみなします。また、変更に同意しない旨の通知があった場合には、当社は事前に通知することなく本利用契約を解約することができるものとします。

## 第 9 条 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、契約者または当社から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第 10 条

当社が不相当と判断した場合には、本サービス利用のご希望にそえない事がございますのでご了承ください。

以上